

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部 環境保全課
委託業務番号	令和6年度 長環境第38号
委託業務名称	犬の鑑札交付および狂犬病予防注射済票交付手数料徴収事務業務委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	(1) 犬の登録申請書の受領及び登録手数料の徴収並びに犬の鑑札の交付事務 (2) 狂犬病予防注射済票の交付及びそれに係る手数料の徴収事務
履行期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
契約年月日	令和6年4月1日
契約金額	(1) 犬の登録申請書の受領及び登録手数料の徴収並びに犬の鑑札の交付事務 1件につき585円(消費税を含む) (2) 狂犬病予防注射済票の交付及びそれに係る手数料の徴収事務 1件につき244円(消費税を含む)
契約の相手方	[所在地又は住所] 大津市松本1丁目2番20号農業教育情報センター内 [商号又は名称] 公益社団法人 滋賀県獣医師会
契約相手方の選定理由	犬の登録は、狂犬病予防注射実施時に行うことで登録漏れを防ぐことができます。また、狂犬病予防注射済票の交付を、注射実施時に付随して行うことで、飼主が改めて市役所で狂犬病予防注射済票の交付を受ける必要がなくなるため、飼主の利便性が高まります。 このことから、狂犬病予防注射を実施する獣医師の多くが所属する滋賀県獣医師会と随意契約します。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>